

# 木津用水だより



発行No. **49**  
令和7年6月1日

発行所 木津用水土地改良区  
所在地 小牧市中央一丁目346番地  
電話 0568-72-3911  
URL: <https://kotuyousui.com/>



## 祝 濃尾用水 犬山頭首工小水力発電所 完成式

令和6年9月5日(木)



令和6年9月5日(木)、国営新濃尾土地改良事業の地元推進組織である濃尾用水協議会が主催する「濃尾用水 犬山頭首工小水力発電所 完成式」が開催されました。

完成式には、瀬戸協議会長(宮田用水土地改良区理事長)、大村愛知県知事、足立岐阜県農政部長、原犬山市長、浅野各務原市長ら関係者約40名が出席し、小水力発電所の完成を祝いました。秋葉東海農政局長が挨拶、川中新濃尾農地防災事業所長が施設の概要説明を行った後、大村知事から祝辞をいただきました。※肩書は令和6年9月5日現在。

### 目次

ごあいさつ	… 1
国営事業所だより	… 2
令和6年度通常総代会	… 3
役員・総代会正副議長	… 3
常任委員会委員名簿	… 4
令和5年度決算報告	… 5

令和6年度土地改良事業報告	… 6
令和7年度土地改良事業計画	… 6
令和7年度配水計画	… 7
事務局機構図	… 8
お願い・お知らせ	… 9~10



## ごあいさつ

木津用水土地改良区

理事長 穂積 英一

初夏の候、組合員の皆様方には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は木津用水土地改良区の事業運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

近年は、猛暑のような異常気象、度重なる豪雨、各地で頻発する地震災害などが多くなっております。木津用水土地改良区も時代の変化に合わせてつつ、先人たちが築き上げた歴史・伝統を守りながら運営をしていきたいと考えております。

さて、3月27日の通常総代会において、令和7年度予算を含む6議案を議決させていただきました。経常賦課金、農地転用決済金については据え置きとさせていただきました。

来春には任期満了に伴う、役員選挙が執行されます。役員選挙は、私たちの地域農業の発展と、土地改良事業の円滑な運営にとって非常に重要なものです。新たなリーダーを選出することにより、より良い地域づくりを実現していくための大切な機会となります。選挙に向けた準備にご協力いただけるとともに、選挙活動が円滑に進むよう、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

国営新濃尾農地防災事業につきましては、皆様方の格別のご支援により順調に推移しております。今年度につきましては、小牧市地内と春日井市地内での用水路改修工事が計画されております。昨年度完成しました、犬山頭首工小水力発電所も順調に稼働しております。また、県営事業につきましては、岩倉用水路の改修工事を木津用水の負担のない県営水質保全対策事業として令和元年度から工事着手し、今年度は大口町地内及び江南市地内で用水管路等の改修工事が計画されております。引き続き組合員の皆様を始め関係地域の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨今の米価高騰が続く中で、皆様におかれましては、経済的なご負担を感じていらっしゃるかと存じます。米価の上昇は、主に天候不順や生産コストの増加、また輸送費の高騰など、さまざまな要因が絡み合っております。このような状況の中で、私たち土地改良区としても、皆様が安心して米作りを続けられるよう、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、木津用水土地改良区の貴重な財産を守っていくために役職員一致協力してまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 国営事業所だより

### ～ 国営事業の実施状況について ～

新濃尾農地防災事業所

所長 秋永 邦治

日頃より、穂積理事長をはじめ木津用水土地改良区の皆様には、国営新濃尾土地改良事業の推進に多大なるご支援とご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。

おかげさまで、平成10年度の国営事業の着手以降、基幹水利施設の整備は着実に進捗しております。

平成27年度から進めおります新木津用水路の整備は、計画している全体10.6kmのうち令和6年度末までに約8.6km・8割強は終えました。引き続き、令和7年度は約0.9kmの整備を行うこととしており、いよいよ事業も仕上げの時期となりつつあります。

木津用水土地改良区の皆様には、国営事業における用水路工事をはじめ濃尾用水地域における農業農村整備事業の計画的な実施について、地域一丸となりご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

また、令和3年度から工事を行っていた犬山頭首工小水力発電所は昨年10月に完成し、発電を開始したところです。わが国では、2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すこととしており、本小水力発電施設もカーボンニュートラルへの貢献が期待されております。

さて、国の農政の状況ですが、世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、「食料・農業・農村基本法」の改正法が国会での審議を経て、昨年5月に成立いたしました。

本改正法は、現行基本法の制定から四半世紀が経過する中で、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等を定めたものです。

さらに、この改正基本法に掲げた理念の実現に向け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、食料・農業・農村基本計画を本年4月に閣議決定したところです。

閣議決定に際しての大臣談話においては、日本の農政は大転換が求められているとの自覚を持ち、生産基盤の強化、食料自給率・食料自給力の向上を通じ、食料安全保障を確保し、様々な環境の変化に対応するため、これまでの殻を破る大胆な政策転換を行う。基本計画には、水田政策の見直しの方向性を示し、その上で、生産性向上、付加価値向上や輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための具体的な施策を掲げる。国民一人一人の食料安全保障の確保のため、物理的・経済的食品アクセスの確保、農産物・食品を消費者の皆様へつなぐ重要な役割を果たしている食品産業の発展に資する取組を位置付けた。

また、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、食料システム全体で環境負荷低減を図りつつ、多面的機能を発揮する。農村について、農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、食料供給機能、多面的機能が発揮されるよう、農村関係人口の増加に資する経済面・生活面の取組等の地域政策を推進し、これを産業政策との車の両輪として実施していく。とされております。

この大臣談話は、「この基本計画を実行し、食料・農業・農村の未来を築くためには、生産者、食品事業者、消費者の皆様など食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働の下、共に歩んでいくことが重要です。国民の皆様の御理解とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。」と締めくくられており、これまでも増して、新濃尾農地防災事業所と木津用水土地改良区をはじめとする本事業に関係する皆様方との連携の強化、事業の促進等が求められていると感じているところです。

最後になりますが、木津用水土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

## 令和6年度通常総代会開催される

令和7年3月27日開催の通常総代会において提案された6議案が原案どおり可決成立しました。

- 議案第1号 木津用水土地改良区役員、議長、副議長、総代等の報酬、賞与及び費用弁償に関する規程の一部改正について
- 議案第2号 令和7年度賦課金の賦課額・徴収方法及び徴収時期等について
- 議案第3号 令和7年度農地転用決済金について
- 議案第4号 令和7年度一般会計収支予算について
- 議案第5号 令和7年度金銭預入先金融機関について
- 議案第6号 令和7年度一時借入金について



## 令和7年度一般会計収支予算

収入		支出	
款	予算額(円)	款	予算額(円)
1.土地改良事業収入	105,148,000	1.土地改良事業費支出	68,899,000
2.附帯事業収入	12,089,000	2.一般管理費支出	115,715,000
3.基本財産運用収入	3,000	3.土地改良事業負担金支出	6,319,000
4.特定資産運用収入	2,453,000	4.借入金返済支出	2,000
5.補助金等収入	45,220,000	5.支払利息	2,000
6.交付金収入	10,800,000	6.固定資産取得支出	1,778,000
7.寄付金収入	1,000	7.出資金取得支出	1,000
8.業務受託料収入	2,500,000	8.差入保証金差入支出	1,000
9.雑収入	482,000	9.特定資産積立支出	56,561,000
10.借入金収入	2,000	10.雑支出	800,000
11.特定資産取崩収入	72,374,000	11.他会計繰出額	1,000
12.固定資産売却収入	5,000	12.繰越金	1,000
13.出資金返還収入	1,000	13.予備費	3,000,000
14.差入保証金回収収入	1,000		
15.他会計繰入金	1,000		
16.繰越金	2,000,000		
合計	253,080,000	合計	253,080,000

## 令和7年度役員総代会議長・副議長

任期 令和6年3月7日～令和8年3月6日

理事(敬称略)

役職名	氏名
理事長	穂積英一
副理事長	長谷川信夫
副理事長	伊藤十代司
理事	笹田禮一
理事	安藤邦彦
理事	長谷川敬則
理事	水野哲夫
理事	山内秀敏
理事	服部健久

監事(敬称略)

役職名	氏名
総括監事	柴田祥一
監事	小川明優
監事	清水孝雄
監事	河合俊英
監事	秋田幹雄
監事	丹羽匡
員外監事	土屋貴士

議長・副議長(敬称略)

役職名	氏名
議長	櫻井勝義
副議長	伊藤賢児

就任 令和6年3月1日

## 令和7年度常任委員会委員決定

令和7年2月27日開催の理事会において各委員会委員が選任され、令和7年4月16日開催の委員会で下記のとおり委員長・副委員長が決定いたしました。(敬称略)

### 【土木委員会】

役職	氏名
委員長	服部 健久
副委員長	石黒 賢充
委員	水野 正元
委員	長谷川 輝一
委員	舟橋 義彦
委員	丹羽 義明

### 【庶務委員会】

役職	氏名
委員長	山内 秀敏
副委員長	長谷川 勝洋
委員	稲山 善宥
委員	魚住 安正
委員	岸 俊秀
委員	青木 康弘

### 【用排水調整委員会】

役職	氏名
委員長	長谷川 敬則
副委員長	三輪 勝美
委員	河村 賢治
委員	吉田 光夫
委員	後藤 克己
委員	渡邊 一己

## 小牧市民祭り、春日井市民祭りにて木津用水展が開かれました

体験型の機械もあり多くの方にご参加いただけました。

VESPaメンバーである 東京大学 乃田准教授 に木津用水展の説明をしていただきました。



農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる取り組みを対象とし、流域治水、都市排水、生態系保全等のより広範な目的に拡張できる可能性を、関係者を交えて検討し、政策形成過程への貢献を目指す本取組の名称です。

### VESPaとは？

(Visualizing Ecosystem Services for Participatory System)

## 長期勤続者表彰

令和7年3月27日開催の通常総代会において長期勤続者が表彰されました。

職員

森本 正彦 総務部徴収課長兼会計主任 25年勤続

森本正彦氏は、土地改良区に入職されて以来、四半世代にわたり、地域農業の発展に多大な貢献をされてきました。森本正彦氏の積極的な姿勢と誠実な仕事ぶりは、同僚や組合員に対しても多くの信頼を集め、周囲の模範となっています。その献身的な努力と地域への貢献に対し、心より感謝申し上げます。25年という長きにわたるご尽力に対して、改めて感謝の意を表すとともに、今後ともその経験と知識を活かし、地域の農業を支える重要な役割を果たしていただきたいと思います。



令和5年度決算報告

令和6年10月10日開催の臨時総代会において次のとおり令和5年度決算が承認されました。  
 なお、収入支出の差引残額はいずれも令和6年度へ繰越しされました。

令和5年度一般会計収支決算

収入		支出	
款	予算額(円)	款	予算額(円)
1.土地改良事業収入	135,710,170	1.土地改良事業費支出	48,492,894
2.附帯事業収入	8,661,573	2.一般管理費支出	99,258,532
3.基本財産運用収入	2,157,376	3.土地改良事業負担金支出	5,892,332
4.特定資産運用収入	383,545	4.借入金返済支出	0
5.補助金等収入	34,921,780	5.支払利息	0
6.交付金収入	9,000,000	6.固定資産取得支出	0
7.寄付金収入	190,720	7.出資金取得支出	0
8.業務受託料収入	0	8.差入保証金差入支出	0
9.雑収入	256,969	9.特定資産積立支出	78,379,000
10.借入金収入	0	10.雑支出	174,940
11.特定資産取崩収入	52,000,000	11.他会計繰出額	0
12.固定資産売却収入	0	12.繰越金	0
13.出資金返還収入	0	13.予備費	0
14.差入保証金回収収入	0		
15.他会計繰入金	0		
16.繰越金	15,279,655		
合計	258,561,788	合計	232,197,698

令和5年度貸借対照表

一般会計 令和6年3月31日現在 (単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	52,625,478	69,582,293	-16,956,815
2 固定資産	2,185,951,470	2,203,723,341	-17,771,871
3 繰延資産	0	0	0
資産合計	2,238,576,948	2,273,305,634	-34,728,686
II 負債の部			
1 流動負債	25,693,988	53,801,558	-28,107,570
2 固定負債	63,406,019	57,306,019	6,100,000
負債合計	89,100,007	111,107,577	-22,007,570
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	625,888,020	665,282,067	-39,394,047
2 一般正味財産	1,523,588,921	1,496,915,990	26,672,931
正味財産合計	2,149,476,941	2,162,198,057	-12,721,116
負債及び正味財産合計	2,238,576,948	2,273,305,634	-34,728,686

令和5年度財産目録

一般会計 令和6年3月31日現在 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産	52,625,478	1 流動負債	25,693,988
2 固定資産	2,185,951,470	2 固定負債	63,406,019
3 繰延資産	0	負債合計	89,100,007
資産合計	2,238,576,948	III 正味財産の部	2,149,476,941

## 令和6年度土地改良事業報告

### 県営水質保全対策事業

県営水質保全対策事業（老朽化によるパイプラインの更新、パイプラインの耐震化）新岩倉用水地区において、丹羽郡大口町、一宮市地内で用水管の布設替工事が実施されました。

#### 新岩倉用水地区 その19工事

	管水路 布設状況
	一宮市千秋町 塩尻及び小山 地内

#### 新岩倉用水地区 その20工事

	管更生 施行状況
	丹羽郡大口町 伝右一丁目 地内

### 木津用水土地改良区施行事業

補助事業（国・県より補助金交付のある事業）では、土地改良施設維持管理適正化事業により大口町地内で五条川天神堰の操作設備（油圧ユニット等）補修工事を実施し、単独土地改良事業では、北名古屋市内で合瀬川十五ヶ堰の水管理システムの機器設置工事、片場堰のゲート整備補修工事を実施しました。

土地改良区単独工事では、管理水路堤防の草刈や防草マット敷設、水路・杵前浚渫清掃、除塵機の塵芥処分等を実施し、用水管理と施設維持に万全を期しました。

#### 土地改良施設維持管理適正化事業(44期生) 天神堰操作設備補修工事

	転倒堰 油圧ユニット 更新完了
	大口町 下小口 地内

#### 木津用水路堤塘整備草刈その1工事

	防草マット 敷設完了
	犬山市 木津地内

## 令和7年度土地改良事業計画

組合員の皆様の負担軽減を図るため、効率的・効果的な施設整備に努めるとともに各種補助事業を積極的に活用してまいります。

工種又は事業名	予定事業費(千円)	主な予定工事内容
水路堤塘工事	21,558	<ul style="list-style-type: none"> <li>○岩倉用水路漏水防止工事</li> <li>○水路整備補修工事</li> <li>○水路・杵前浚渫清掃工事</li> <li>○堤塘整備草刈工事</li> <li>○堤塘補修工事</li> <li>○既設ネットフェンス補修工事(各水系管理施設)</li> <li>○看板製作設置工事(安全対策)</li> </ul>
水門機器工事	10,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分水工整備補修工事(各水系管理施設)</li> <li>○岩倉用水路水管理システム整備工事(一宮市)</li> <li>○荒井堰合瀬川取水樋門整備補修工事(大口町)</li> </ul>
適正化事業	13,200	○45期生・五条川石仏堰整備補修工事(岩倉市)

## 令和7年度 配水計画

令和7年度の犬山頭首工からの取水量は次のとおりです。  
 取水日程や各水系への配水調整に関しましては十分配慮しておりますが、組合員の皆様方におかれましても営農計画及び事故防止にご協力をお願いします。

令和7年度配水計画表（犬山頭首工）

期 間	取水計画量 (m <sup>3</sup> /S)
3月26日(水) ~ 4月20日(日)	4.88
4月21日(月) ~ 5月25日(日)	6.86
5月26日(月) ~ 6月25日(水)	18.56
6月26日(木) ~ 10月15日(水)	16.88
10月16日(木) ~ 3月25日(水)	0.30

※上記の配水計画は気象条件、その他の都合により変更することがあります。  
 なお、下記緊急時の場合は、犬山頭首工において取入水門の全閉操作を行うため、通水を停止します。

- ①地震発生の場合、震度5以上の場合
- ②NTT回線が寸断された場合
- ③木曾川洪水量が毎秒3,000m<sup>3</sup>を超えた場合

## 水難事故防止にご協力を

これから本格的な用水時期を迎え、本土地改良区でも水難事故防止に細心の注意を心がけており、各関係機関にも事故防止の協力をお願いしております。  
 皆様方におかれましても、子供たちが水路の近くで遊んでいるのを見掛けたら注意していただき、水難事故防止にご協力くださいますようお願いいたします。

水路や堤防にゴミを捨てないでください  
 土地改良施設は大切に使いましょう

本土地改良区では、毎年、水路や堤防に捨てられたゴミや除塵機にかかったゴミの処理に多額の費用を使っています。

特に最近では廃棄家電品や家具類等の粗大ゴミの投棄が目立ち、もし捨てている人を見掛けたら注意しましょう。

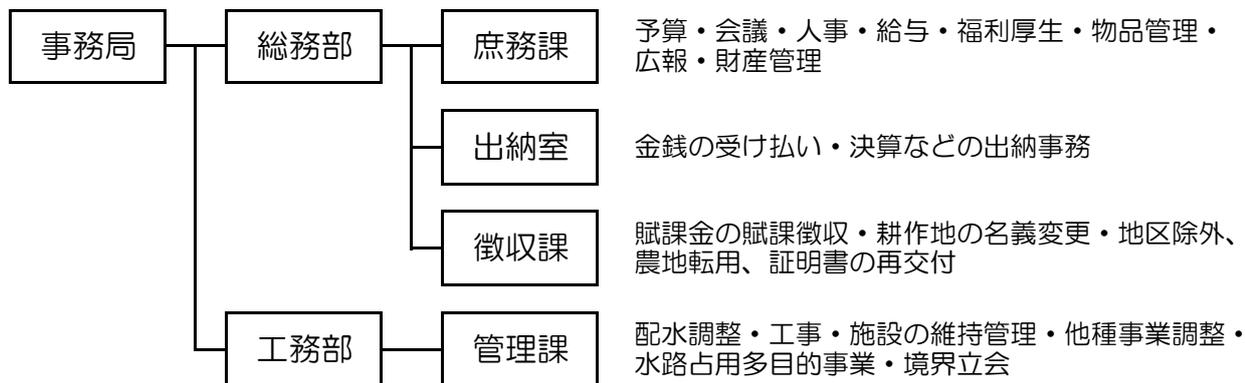
また、堰や水門がいたずらで時々壊されることがあります。

水路や堰、水門やきれいな水はみんなの貴重な財産です。みんなで守りましょう。

なお、油の流出事故等の水質汚濁を発見された時には、ご一報をお願いいたします。



## 木津用水土地改良区 事務局機構図



木津用水土地改良区は、農業用水路の維持管理を目的として、土地改良法に基づき愛知県知事の認可により設立された組織です。

木津用水土地改良区が管理する用水路、分土工に対しての配水調整及び施設の維持管理を行っております。

また、木津用水土地改良区から送られた用水は、市町の管理する水路や、地元土地改良区または地元が管理する水路を通じて、皆様の田へ供給されます。

### 木津用水路簡易浄化施設

国営新濃尾農地防災事業により、木津用水路が用排水分離構造に改修されたことから、農業用水の水質改善を目的として、同事業で丹羽郡扶桑町地内に簡易浄化施設が設置されました。

平成22年度より犬山市・扶桑町の経費負担により土地改良区で管理運用を始め、毎年度施設の維持管理と関係地点での水質検査を継続して農業用水の水質保全に努めています。



### 小水力発電所

国営新濃尾農地防災事業により、犬山頭首工左岸導水路余水吐の水位を利用した小水力発電所が建設されました。

小水力発電は、自然の水流を利用して発電を行う設備で、主に農業用水路や河川の流れを活用します。大規模なダムを使わずに比較的小さな規模の水流を利用できるため、土地や環境への影響が少なく、持続可能なエネルギー供給が可能です。

- 犬山頭首工小水力発電所の諸元
- 位 置 : 愛知県犬山市
- 最大出力 : 199kW
- 最大使用水量 : 8.0m<sup>3</sup>/s (通年)
- 有効落差(最大) : 3.25m
- 稼働開始 : 令和6年10月



## ◆お願いとお知らせ◆

### 令和7年度賦課金・決済金について

令和7年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

#### 経常賦課金

等級	賦課金
1	4,290円
2	3,900円

(1,000㎡あたり)

#### 決済金

区域	決済賦課金
木津用水 かんがい区域 全域	228,000円

(1,000㎡あたり)

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上譲渡費用となります。  
詳しくは、税務署の資産課税担当部門におたずねください。

### 木津用水土地改良区賦課金納入について

用水利用の有無にかかわらず、当改良区の管内にある田（現況ではなく、登記簿上の地目が田）には賦課金がかかります。

賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課をされますので、組合員の死亡・土地の異動（売買・貸借・交換）等がありましたら速やかに届出をしてください。

競売を含む売買や相続等において組合員が変わった時点で、旧組合員に未納金があった場合は新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第43条：権利義務の継承及び決済）が生じますので納め忘れがないようご注意ください。

今年の賦課金通知書は令和7年7月1日に発送しますので、お手元に通知書が届きましたら納付の期限である令和7年7月31日までに下記の金融機関でのお支払いをお願いします。

なお、お支払いされる金融機関によって通知書（納付書）が異なるため二種類を郵送いたしますので、どちらか一方で納付をお願いします。（二重納付の誤りがないよう、納付後は残りの一方を破棄してください。）

### 取扱金融機関及び納付場所

- ◎ 愛知県下の農協（水色の用紙）
- ◎ ゆうちょ銀行（赤色の用紙）
- ◎ 木津用水土地改良区事務所

※上記以外の金融機関で納付される場合の手数料については、個人負担となりますので、ご注意ください。

### 賦課金の口座振替について

当改良区では口座振替による賦課金の納付ができますので、ぜひご利用ください。  
詳しい手続きは下記のとおりです。

- ☆ 取扱金融機関 … 愛知県下の農協・全国のゆうちょ銀行
- ☆ 申込み手続き

木津用水土地改良区事務所の窓口にあります「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、印鑑・口座番号をご確認してから、お近くの取扱金融機関にご提出ください。

※振替日は7月31日の1日だけとなっておりますので、振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。万一、残高不足等で振替ができなかった場合は、新たに通知書（納付書）を郵送しますので、上記の取扱金融機関で直接お支払いをお願いします。

なお、今回手続きされますと来年度（令和8年度）から口座振替となります。

## 決済金について

決済金とは「土地改良法第43条第2項」及び「木津用水土地改良区地区除外等処理規程」に基づき徴収するものです。これは将来の維持管理費が残った農地に過重に負担がかからないようにするためのものです。

農地（田）を農地転用等した場合には改良区に農地転用等の通知書（地区除外の届出）及び決済金の納付をしてください。

公共用地（道路・河川・その他）として買収・寄付された農地（田）についても地区除外の届出及び決済金の納付が必要です。

届出がない場合は、従来どおり継続して賦課金が徴収されますのでご注意ください。

※「木津用水土地改良区手数料等徴収規程」に基づき、以下の手数料・調査費を徴収します。

農地転用に関する意見書、受理証明書	1筆につき	660円（消費税込）
その他の証明書、再交付	1筆につき	660円（消費税込）
農地転用に関する調査費	1筆につき	5,500円（消費税込）

※春日井市、北名古屋市、江南市、大口町の一部地域については決済金の割増がありますのでお問い合わせください。

## 組合員の異動は必ず手続きをしてください

下記のように組合員の資格等に変更があった場合には「土地改良法44条（組合員の資格得喪の通知義務）」の規定により自己申告で変更の届出をしていただく必要があります。

- ◎組合員が死亡した場合。
- ◎組合員が住所を変更した場合。
- ◎組合員が農地（田）を喪失又は取得（売買、賃借、交換、譲与等）した場合。

手続きに必要な届出用紙（組合員資格得喪通知書）は関係市町の農業委員会又は木津用水土地改良区事務所にありますのでよろしくお願ひします。

※市役所（農業委員会）に届出済、または所有権移転登記済であれば改良区の台帳も自動的に変更されるとお考えの方もいらっしゃいますが、直接木津用水土地改良区に届出がないと台帳は変わりません。

☆組合員資格得喪通知書、口座振替依頼書等は郵送することもできますので、その際はお問い合わせください。

## 賦課金とは？

賦課金とは、「土地改良法第36条」及び「木津用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区が行う事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、組合員に対して課す金員のことで

す。

この金額は毎年3月に行われる通常総代会で決定されます。

当土地改良区の賦課金は水道のように使用した量により賦課されるわけではなく、施設の維持管理をするために必要な経費を面積割で算定していますので、改良区の台帳に記載されている土地につきましては、転作地や休耕地にも賦課金はかかります。

## 木津用水水管理対策協議会主催「水の週間」シンポジウム

小牧市長を会長とし、木津用水土地改良区が事務局を務める木津用水水管理対策協議会が主催する第44回「水の週間」シンポジウムが令和6年8月2日に小牧市まなび創造館あさひホールにて開催され、地域の皆様へ農業用水の大切さをPRしました。



講師 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長 秋永 邦治 様  
岐阜大学 応用生物科学部 教授 大西 健夫 様

※肩書は令和6年8月2日現在。

## 木津用水土地改良区のホームページができました



<https://kotuyousui.com/>



このたび、私たち土地改良区の公式ホームページが完成いたしました。これにより、地域の農業や土地改良事業に関する情報を、より多くの方々に迅速かつ正確にお届けすることができるようになります。

新しいホームページでは、以下の内容をご覧ください。

- 土地改良区の概要
- 広報誌のバックナンバー
- 各種手続きに必要な様式のダウンロードや申請に関する案内
- 組合員の皆様へのお知らせ

今後も、土地改良区の活動や地域農業の発展に関する情報を積極的に発信してまいりますので、ぜひ定期的にホームページをご覧ください、最新情報をご確認いただければ幸いです。